

1 1 月 定 例 会 議 員 提 出 議 案

(草津市議会会議規則第14条)

決議第1号および決議第2号

令和6年12月20日

提出議案

決議第1号 藤本品議員に対する問責決議（案）	2
決議第2号 西村隆行議長に対する問責決議（案）	4

決議第1号

藤本品議員に対する問責決議（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和6年12月20日

草津市議会議長

西村 隆行 様

提出者

草津市議会議員

土肥 浩資

賛成者

草津市議会議員

杉江 昇

先成 俊士

決議第1号

藤本品議員に対する問責決議（案）

藤本品議員は、令和6年11月定例会の一般質問において、市職員個人に対し、客観的事実の裏付けが非常に乏しい内容を基に、職員が取った行動を一方向的に非難し、あまつさえ、処分を求めようとした。この質問の内容は、草津市議会議員政治倫理条例第3条第1項第5号および第6号に違反するおそれがあるものと捉えている。

よって、本議会は、藤本品議員に対し、当該質問を提出し、発言したことについて、市民の代表たる市議会議員としての責任を強く問うものである。

以上、決議する。

令和6年12月20日

滋賀県草津市議会

決議第2号

西村隆行議長に対する問責決議（案）

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および草津市議会会議規則（平成9年草津市議会規則第2号）第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和6年12月20日

草津市議会議長

西村 隆行 様

提出者

草津市議会議員

土肥 浩資

賛成者

草津市議会議員

杉江 昇

先成 俊士

決議第2号

西村隆行議長に対する問責決議（案）

西村隆行議長は、令和6年11月定例会の藤本品議員が市職員個人に対し、客観的事実の裏付けが非常に乏しい内容を基に、職員が取った行動を一方向的に非難し、あまつさえ、処分を求めようとした質問の発言通告を認め、発言を許可した。この質問の内容は、草津市議会議員政治倫理条例第3条第1項第5号および第6号に違反するおそれがあるものと捉えており、議長としての不見識によるものと考ええる。

よって、本議会は、西村隆行議長に対し、当該質問の発言通告を認め、許可したことについて、草津市議会の代表としての責任を強く問うものである。

以上、決議する。

令和6年12月20日

滋賀県草津市議会